排出量取引説明会２０２５（新規担当者向け）

「排出量取引入門」
～第３計画期間の義務履行に向けて～

２０２５年6月
東京都環境局

説明項目

1.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）概要

1.（1） ゼロエミッション東京の実現

1.（2） 東京都のCO_2排出量と主な対策

1.（3） 総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）とは

2.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）詳細

2.（1） 対象となる事業所　～要件～

2.（2） 基準排出量、削減計画期間等

2.（3） 削減義務率

2.（4） 総量削減義務

2.（5） 削減義務履行手段としての排出量取引

2.（6） スケジュール

3.排出量取引について

3.（1） 排出量取引の検討

3.（2） 用語の説明

3.（3） 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～

3.（4） 実際の取引事例 ～別法人間での取引～

4.総量削減義務と排出量取引システム

4.（1） システムの概要

4.（2） システムの全体像

4.（3） システムへのログイン

4.（4） ユーザIDに関する注意点

4.（5） システムで使える主な機能

4.（6） 口座情報一覧について

5.排出量取引の流れ

5.（1） 排出量取引をするための4つのステップ

5.（2） ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）

5.（3） ステップ2：取引用口座（一般管理口座）の開設等

5.（4） ステップ3：取引相手の見つけ方

5.（5） ステップ4：削減量等の振替

1.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）概要

1.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）概要

1.（1） ゼロエミッション東京の実現

1.（2） 東京都のCO_2排出量と主な対策

1.（3） 総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）とは

2.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）詳細

2.（1） 対象となる事業所　～要件～

2.（2） 基準排出量、削減計画期間等

2.（3） 削減義務率

2.（4） 総量削減義務

2.（5） 削減義務履行手段としての排出量取引

2.（6） スケジュール

3.排出量取引について

3.（1） 排出量取引の検討

3.（2） 用語の説明

3.（3） 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～

3.（4） 実際の取引事例 ～別法人間での取引～

4.総量削減義務と排出量取引システム

4.（1） システムの概要

4.（2） システムの全体像

4.（3） システムへのログイン

4.（4） ユーザIDに関する注意点

4.（5） システムで使える主な機能

4.（6） 口座情報一覧について

5.排出量取引の流れ

5.（1） 排出量取引をするための4つのステップ

5.（2） ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）

5.（3） ステップ2：取引用口座（一般管理口座）の開設等

5.（4） ステップ3：取引相手の見つけ方

5.（5） ステップ4：削減量等の振替

1.（1）ゼロエミッション東京の実現

2030年までに温室効果ガス排出量50%削減「カーボンハーフ」
2035年までに温室効果ガス排出量60%以上削減

2050年までに都内のCO2排出量を実質ゼロ
2050年「ゼロエミッション東京」

1．（2）東京都のCO_2排出量と主な対策

＜ 都内のCO_2排出量（5,191 万t-CO_2）＞

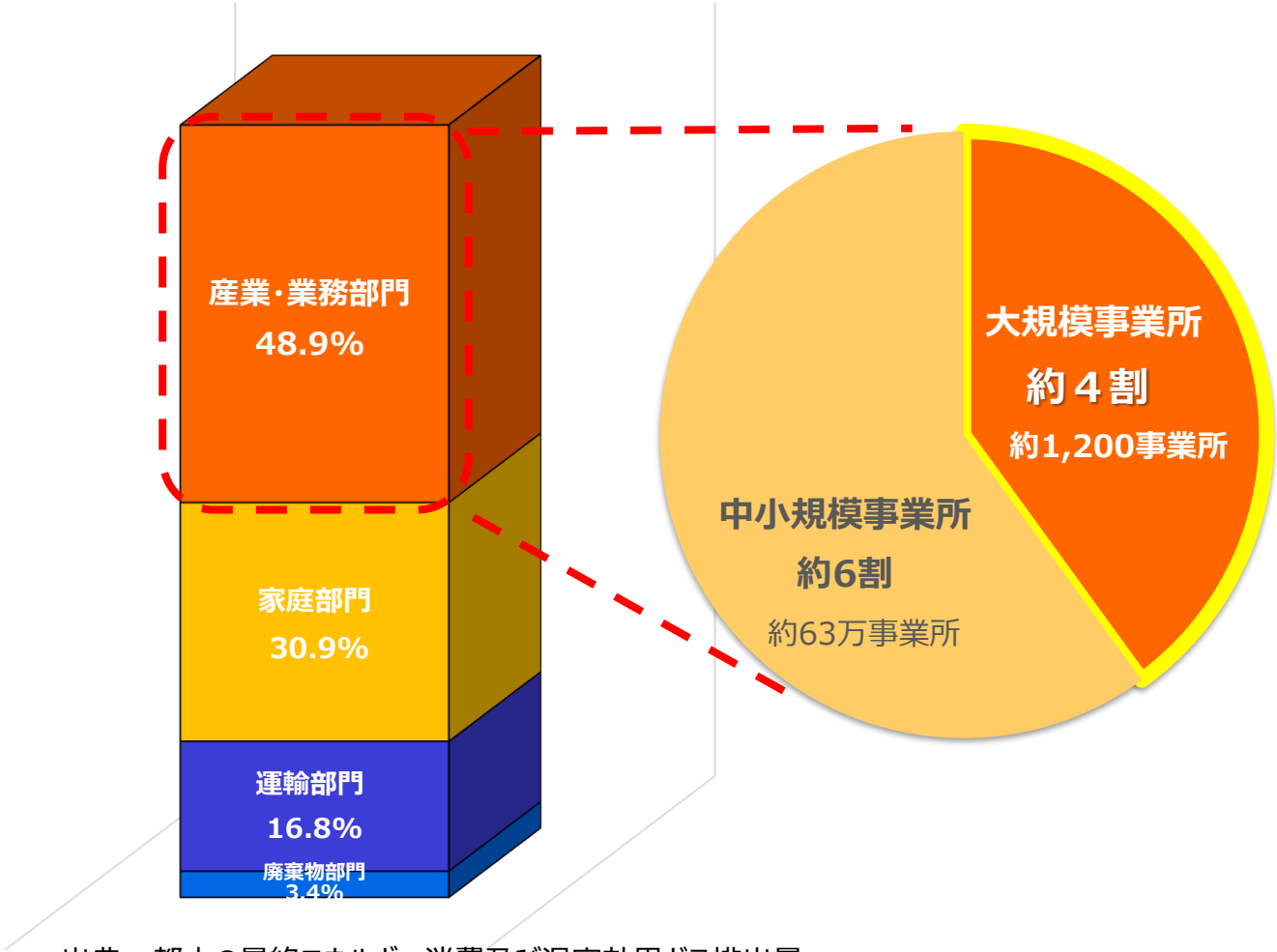

大規模事業所への対策

- **総量削減義務と排出量取引制度（キャップ＆トレード制度）**

中小規模事業所への対策

- 地球温暖化対策報告書制度
- 中小ビル向けの省エネルギー診断

出典：都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2022年度速報値）

1．（3）総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）とは

■ 我が国初の制度であると同時に、
オフィスビル等の業務部門をも対象とする
世界初の都市型キャップ＆トレード制度

◆ 自らの事業所で削減義務率以下に
CO_2を削減

・高効率な機器への更新や運用対策
・低炭素電力・熱の選択等

◆ 排出量取引

・自らの削減対策に加え、排出量取引による
削減量等の調達により、削減義務を履行する
ことができる仕組み

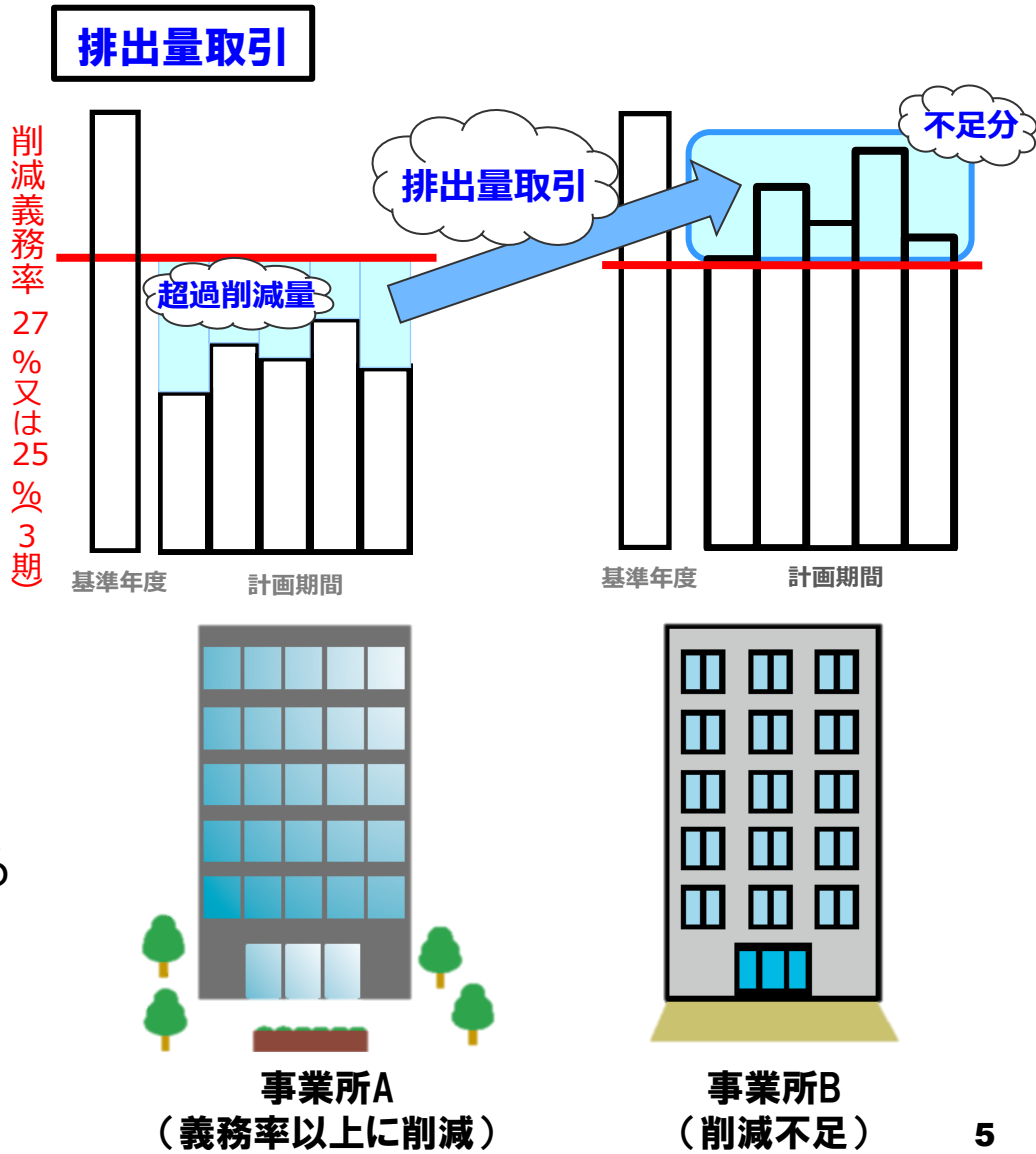

2. 総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）詳細

1.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）概要

1.（1） ゼロエミッション東京の実現

1.（2） 東京都のCO_2排出量と主な対策

1.（3） 総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）とは

2.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）詳細

2.（1） 対象となる事業所　～要件～

2.（2） 基準排出量、削減計画期間等

2.（3） 削減義務率

2.（4） 総量削減義務

2.（5） 削減義務履行手段としての排出量取引

2.（6） スケジュール

3.排出量取引について

3.（1） 排出量取引の検討

3.（2） 用語の説明

3.（3） 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～

3.（4） 実際の取引事例 ～別法人間での取引～

4.総量削減義務と排出量取引システム

4.（1） システムの概要

4.（2） システムの全体像

4.（3） システムへのログイン

4.（4） ユーザIDに関する注意点

4.（5） システムで使える主な機能

4.（6） 口座情報一覧について

5.排出量取引の流れ

5.（1） 排出量取引をするための4つのステップ

5.（2） ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）

5.（3） ステップ2：取引用口座（一般管理口座）の開設等

5.（4） ステップ3：取引相手の見つけ方

5.（5） ステップ4：削減量等の振替

2.（1）対象となる事業所　～要件～

◆**規模**･･･事業所単位
◆**事業所とは**･･･基本的には、建物･施設単位
（建物が隣接する場合など例外あり）

分類	指定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所
要件	**前年度の**エネルギー使用量が原油換算で**年間1,500kL以上**	**3か年度連続して**、エネルギー使用量が原油換算で**年間1,500kL以上**
主な義務となる事項	➢ **計画書の提出･公表** ･前年度の原油換算エネルギー使用量 等	➢ 左記「指定地球温暖化対策事業所」の義務となる事項 ➢ **特定温室効果ガス※の削減義務あり**

※燃料･熱･電気の使用に伴って排出される CO_2排出量

2.（2）基準排出量、削減計画期間等

● 基準排出量：削減義務量を算定するベースとなる排出量

事業所毎に毎年度の特定温室効果ガス排出量と比較をするための基準量

● 削減計画期間：5年間（5年間で1計画期間）

第1計画期間　2010年～2014年　　第2計画期間　2015年～2019年

第3計画期間　2020年～2024年　　第4計画期間　2025年～2029年

● 総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年6ヶ月間の整理期間の末日が、履行期限

第3計画期間の履行期限

現在

履行期限
2026年9月末日

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度

計画期間　　整理期間

第3計画期間⇒

2020年度（2020年4月）～2024年度末（2025年3月末）まで

第3計画期間の義務履行期限⇒2026年9月末まで(原則)

2.（3）削減義務率

● **削減義務率**：基準排出量に対して、特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき比率を指す

区　分			第3計画期間	第4計画期間
Ⅰ	Ⅰ－1	**オフィスビル等**※1 （「区分Ⅰ－2」に該当するものを除く。）	**27%**	**50%**
	Ⅰ－2	**オフィスビル等のうち、他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所**※2	**25%**	**48%**
Ⅱ		**工場等**※3 （区分Ⅰ－1、区分Ⅰ－2以外の事業所）	**25%**	**48%**

※1　オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所（「区分Ⅰ－2」に該当するものを除く。）
※2　事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上
※3　工場、上下水道施設、廃棄物処理施設など（区分Ⅰ－1、区分Ⅰ－2以外の事業所）

2.（4）総量削減義務

◎ 削減義務＝削減義務期間（5年間）の合計排出量を、排出上限量以下にする

	基準排出量	×	削減義務率	×	削減義務期間	⇒	削減義務量
例：	10,000t	×	27%	×	5年間	＝	13,500t
	基準排出量	×	削減義務期間	－	削減義務量	⇒	排出上限量
例：	10,000t	×	5年間	－	13,500t	＝	36,500t

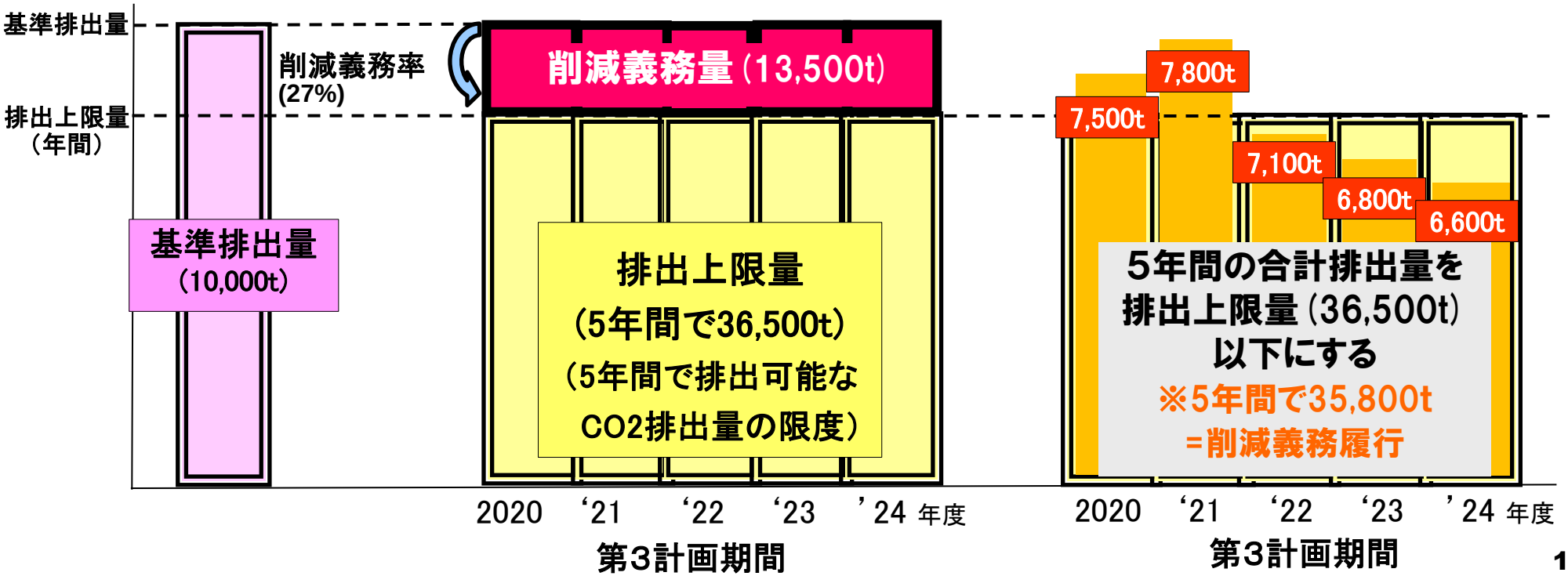

２.(５)削減義務履行手段としての排出量取引

排出上限量 以下にする3つの手法

１：自らの事業所で削減

各事業所に適した削減手法を選んで自ら削減する方法

２：第2計画期間からのバンキング

第2計画期間の超過削減量やクレジットを第3計画期間に利用

３：排出量取引

他者が削減対策の実施により創出した削減量等を取引により調達する方法

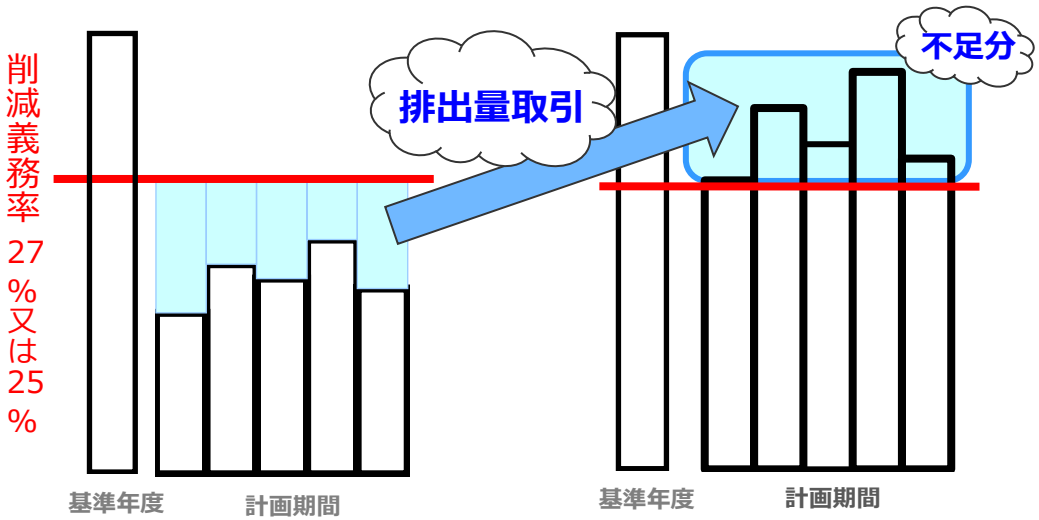

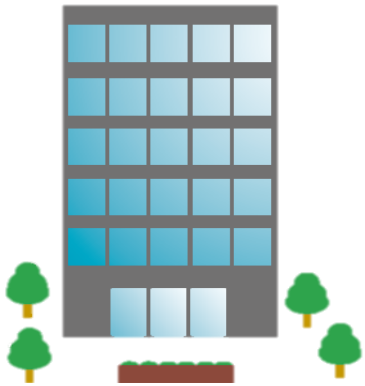

義務率以上に削減した事業所

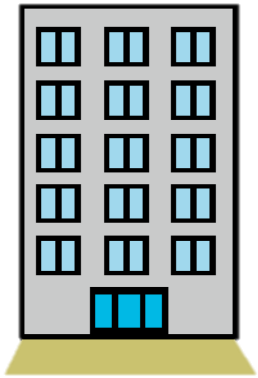

削減不足の事業所

2.（6）スケジュール

毎年11月末までに計画書を提出

義務履行に向けて、随時排出量取引（クレジットの調達／売却）

2020年度～2024年度

第3計画期間

5年分の排出量の確定

義務履行状況の確認

現在

削減不足見込み → 第2計画期間からのバンキングの活用 → クレジット調達（排出量取引） → 義務充当

超過見込み → バンキング / クレジット売却等

2025年度～2026年度

第3計画期間の整理期間

第2計画期間のクレジットはここまで利用可能（有効期限）

計画期間の義務履行期限

9月

義務不履行

命令違反

罰金（上限50万円）

知事が不足量の1.3倍を調達。費用を請求

違反事実の公表

措置命令→義務不足量×1.3倍の削減命令

第4計画期間

3. 排出量取引について

1.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）概要
1.（1） ゼロエミッション東京の実現
1.（2） 東京都のCO_2排出量と主な対策
1.（3） 総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）とは
2.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）詳細
2.（1） 対象となる事業所　～要件～
2.（2） 基準排出量、削減計画期間等
2.（3） 削減義務率
2.（4） 総量削減義務
2.（5） 削減義務履行手段としての排出量取引
2.（6） スケジュール
3.排出量取引について
3.（1） 排出量取引の検討
3.（2） 用語の説明
3.（3） 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～
3.（4） 実際の取引事例 ～別法人間での取引～
4.総量削減義務と排出量取引システム
4.（1） システムの概要
4.（2） システムの全体像
4.（3） システムへのログイン
4.（4） ユーザIDに関する注意点
4.（5） システムで使える主な機能
4.（6） 口座情報一覧について
5.排出量取引の流れ
5.（1） 排出量取引をするための4つのステップ
5.（2） ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）
5.（3） ステップ2：取引用口座（一般管理口座）の開設等
5.（4） ステップ3：取引相手の見つけ方
5.（5） ステップ4：削減量等の振替

３．（１）排出量取引の検討

- 事業所の排出量を把握したうえで対応を検討
- 早い段階から、取引の必要性を判断

→必要な場合、クレジット取得のための手続きを開始

＜仕組み＞

- 都の排出量取引は**相対取引**
- 取引価格は、取引する**当事者同士**の交渉・合意により決定

3.（2）用語の説明（クレジット等）

用語	意味
クレジット	• 削減対策の実施等によって得られた、温室効果ガスの削減量や環境価値のこと。 • 削減義務の履行への利用が可能なものを指す。 • 超過削減量 • 都内中小クレジット • 再エネクレジット • 都外クレジット • 埼玉連携クレジット この4種類を「オフセットクレジット」と呼ぶ
排出量取引	• クレジットの取得及び移転と、それに伴う諸手続のこと。 ※取得と移転は後述で説明。
削減量口座簿	• 知事の管理口座、指定管理口座、一般管理口座がある。 • 排出量取引の内容等、クレジット等の状況を記録・管理する「総量削減義務と排出量取引システム」という電子システム内にある。 • 口座簿の記録は、事業者の申請等に基づき、都が行う。

３．（２）用語の説明（５つのクレジット）

クレジット等の名称		概要（第3計画期間）
超過削減量		対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
オフセットクレジット	都内中小クレジット	都内中小規模事業所における認定基準に基づく対策による削減量
	再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値 ・**その他削減量**：グリーンエネルギー証書又はRPS法における新エネルギー等電気相当量などの<u>他制度による環境価値</u> ・**環境価値換算量**：<u>都が認定する設備により創出された環境価値</u>
	都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
	埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定された超過削減量、中小クレジット

3.（2）用語の説明（超過削減量）

売り手

- 削減義務量を削減計画期間の各年度に按分し、その超過した削減量を計画期間2年度目から発行・移転することも可能
- 超過削減量の算定は、**基準排出量の1／2を上限**

取引 →

買い手

特に制限なく、必要な量を削減義務履行に利用可能

（例）

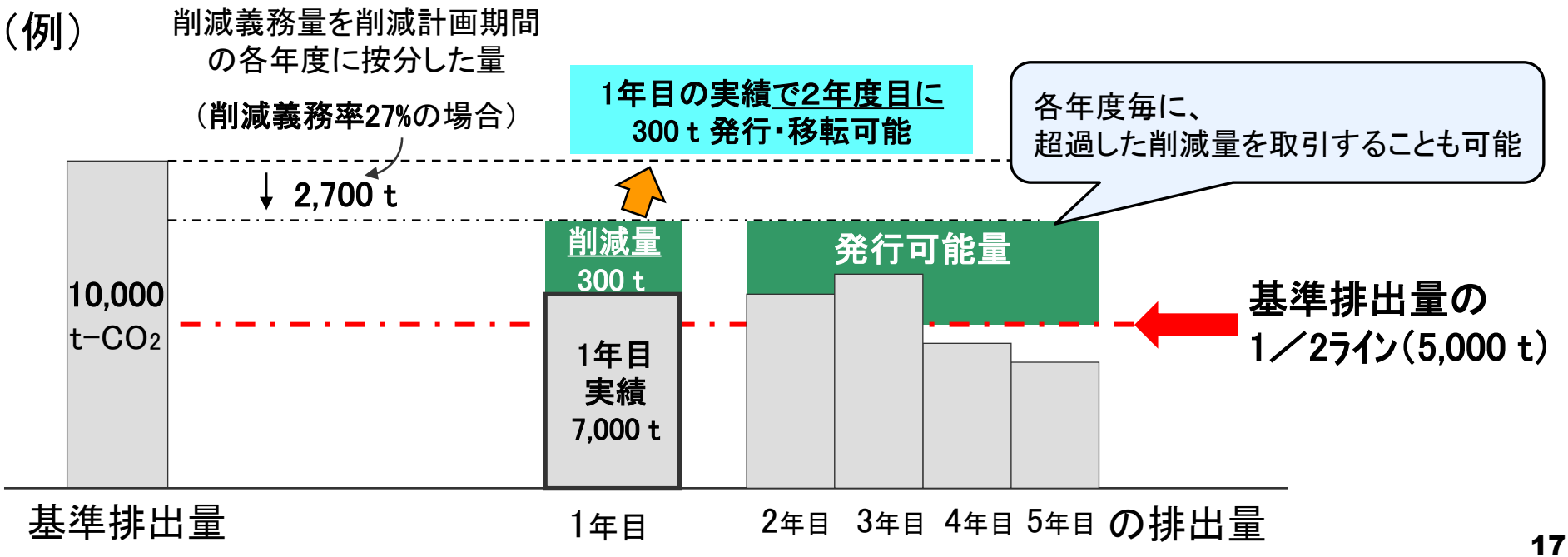

３．（２）用語の説明（超過削減量）

- 削減計画期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階（義務履行状況が確定した段階）で、発行可能な超過削減量がある場合は、都が各事業所の指定管理口座に発行

  （その場合は、超過削減量の発行申請は原則不要）

  ※保有クレジットの情報は、総量削減義務と排出量取引システムにおいて確認可能

- 削減計画期間の途中でも、振替可能削減量等発行等**申請書により、任意のタイミングで発行することが可能**

  ※ただし、各年度の地球温暖化対策計画書の審査中は発行申請不可

- 発行した超過削減量は、翌計画期間に持ち越して（バンキング）利用することも可能

3.（2）用語の説明（再エネクレジット）

◆ 再エネクレジット（その他削減量）

⇒**グリーン電力証書/グリーン熱証書**を再エネクレジット化したもの

グリーン電力/熱証書の再エネクレジット化を申請できる者

「グリーン電力/熱証書の最終所有者」
かつ
「本制度対象事業所の削減義務者」

利用できるグリーン電力/熱証書の使用目的

証書の中で、その使用目的について本制度に利用することが明確になっていることが原則必要

◆ 再エネクレジット（環境価値換算量）

⇒都が認定する太陽光発電等の再エネ設備により創出された環境価値のこと

・再エネクレジット（環境価値換算量）を発行するには、先に、<u>設備認定を受けたうえで、電力量の認証申請が必要</u>

・認証された発電量に応じて、申請によりクレジットを発行

※利用にあたっては、事前に相談窓口まで御相談・御連絡ください。

3.（2）用語の説明（口座）

用語	意味
指定管理口座 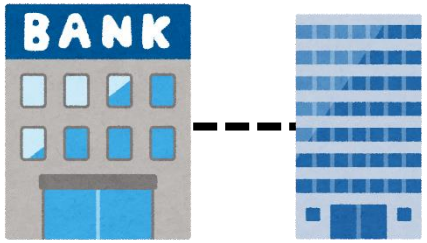 	• 事業所ごとに自動で開設される。 • 削減義務の履行状況を管理する口座。 • 事業所の基準排出量や排出上限量、各クレジット保有量などの管理・確認ができる。
一般管理口座 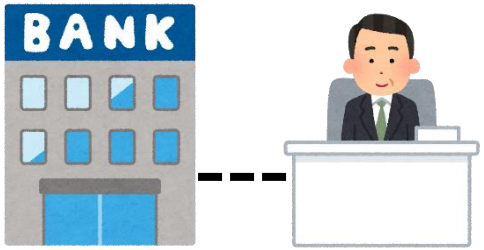 	• 事業者ごとに申請をして開設する。 （対象事業所以外の事業者も要件を満たせば開設可能。） • 他事業者と取引（クレジットの移転・取得）をするための口座。 • 事業者ごとの保有クレジット量を管理・確認ができる。

3.（2）用語の説明（発行、振替）

用語		イメージ図	意味
発行			• 削減量口座簿において、温室効果ガス削減量及び環境価値を「クレジット保有量」として増加させること。
振替	移転	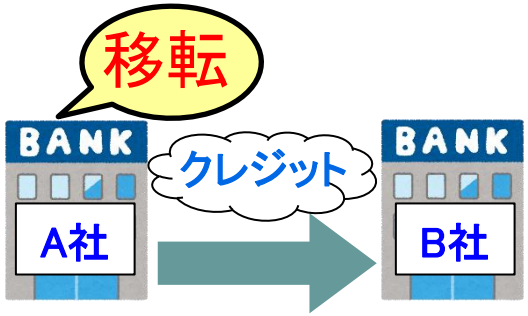	• A社の口座にクレジットが100tあったときに、A社の口座からB社の口座に100t移すと、B社の口座のクレジットは100t増加する。 • この動きをクレジットが減少するA社の口座側から表現したもの。
	取得	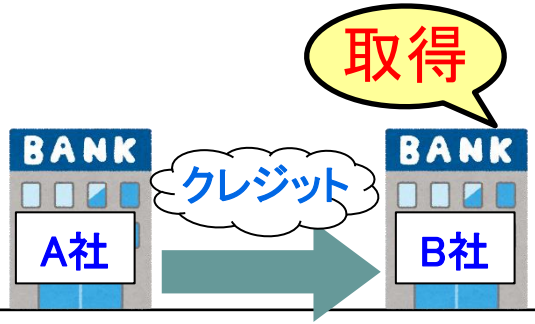	• 「移転」の対となる概念。 • 他の口座に記録されているクレジットを減少させ、自らの管理口座のクレジットを増加させる記録を、クレジットが増加する口座側から表現したもの。

3.（3）実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～

A社 第1事業所
指定管理口座

＜削減義務履行＞
・超過削減あり
・超過削減量発行可能量 400t

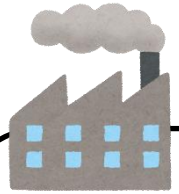

A社　第2事業所
指定管理口座

＜削減義務未履行＞
・削減量が200t不足

「一般管理口座開設申請書」を東京都に提出し、
一般管理口座を開設

A社　排出量取引担当

A社　一般管理口座

開設

3.（3）実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～

A社 第1事業所
指定管理口座

＜削減義務履行＞
・超過削減あり
・超過削減量発行可能量 400t

A社　第2事業所
指定管理口座

＜削減義務未履行＞
・削減量が200t不足

A社 第1事業所・第2事業所の指定管理口座と一般管理口座をつなげる
＝関連付け

関連付け

開設申請の際に、
関連付け希望を記載する
ことで、関連付け
申請の省略可能！

A社　一般管理口座

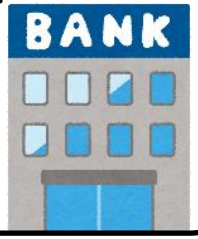

3.（3）実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～

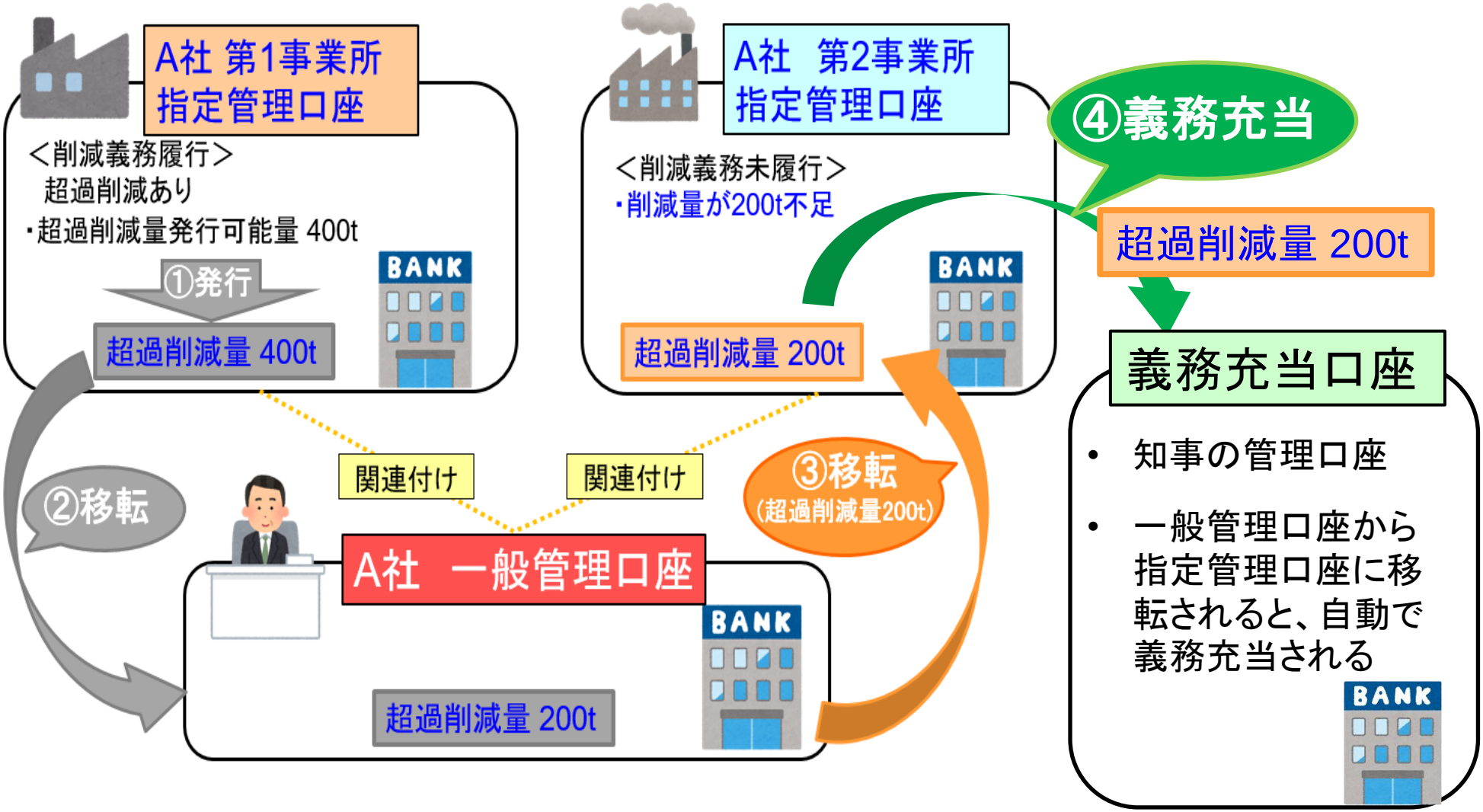

3.（4）実際の取引事例 ～別法人間での取引～

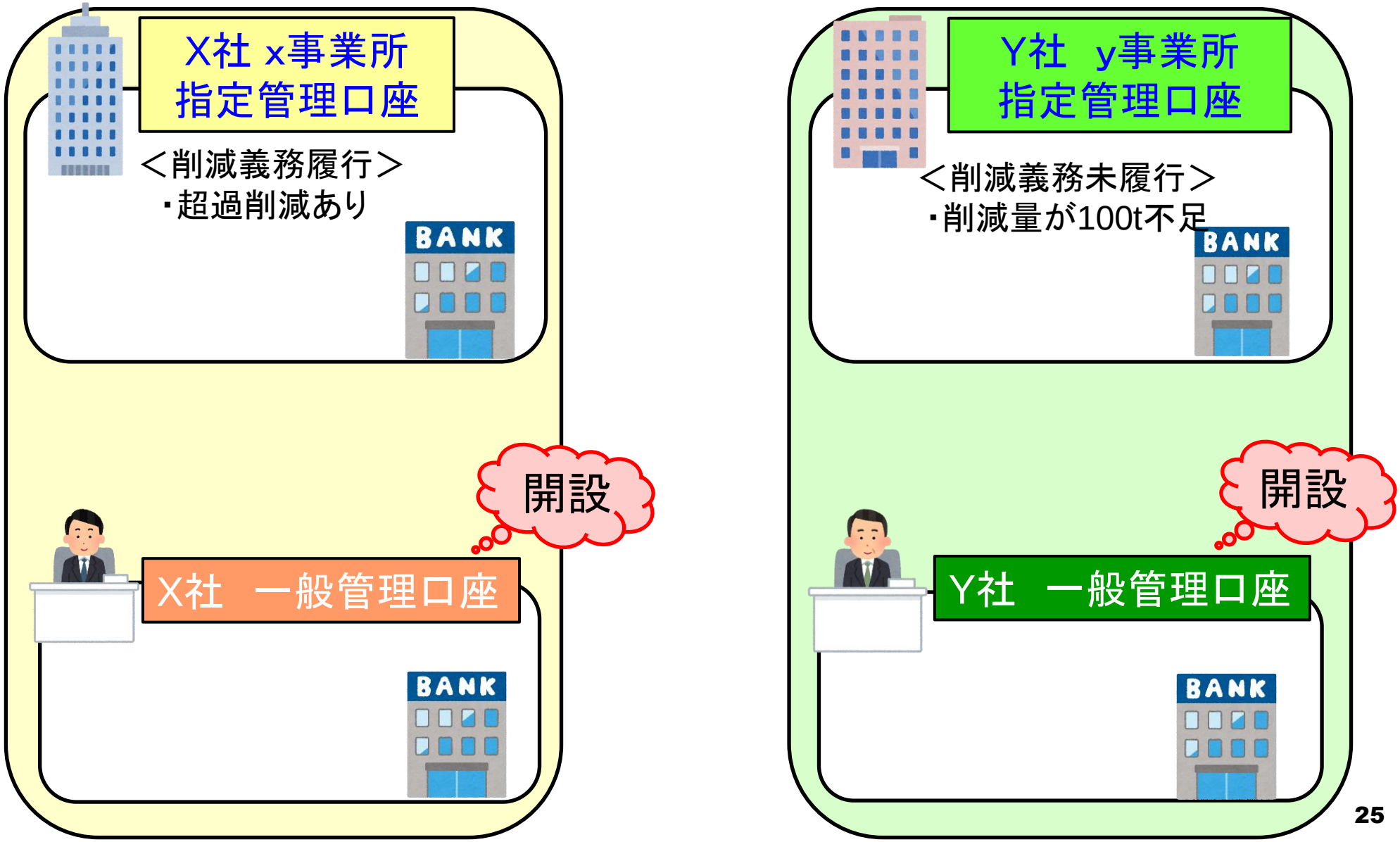

3.（4）実際の取引事例 ～別法人間での取引～

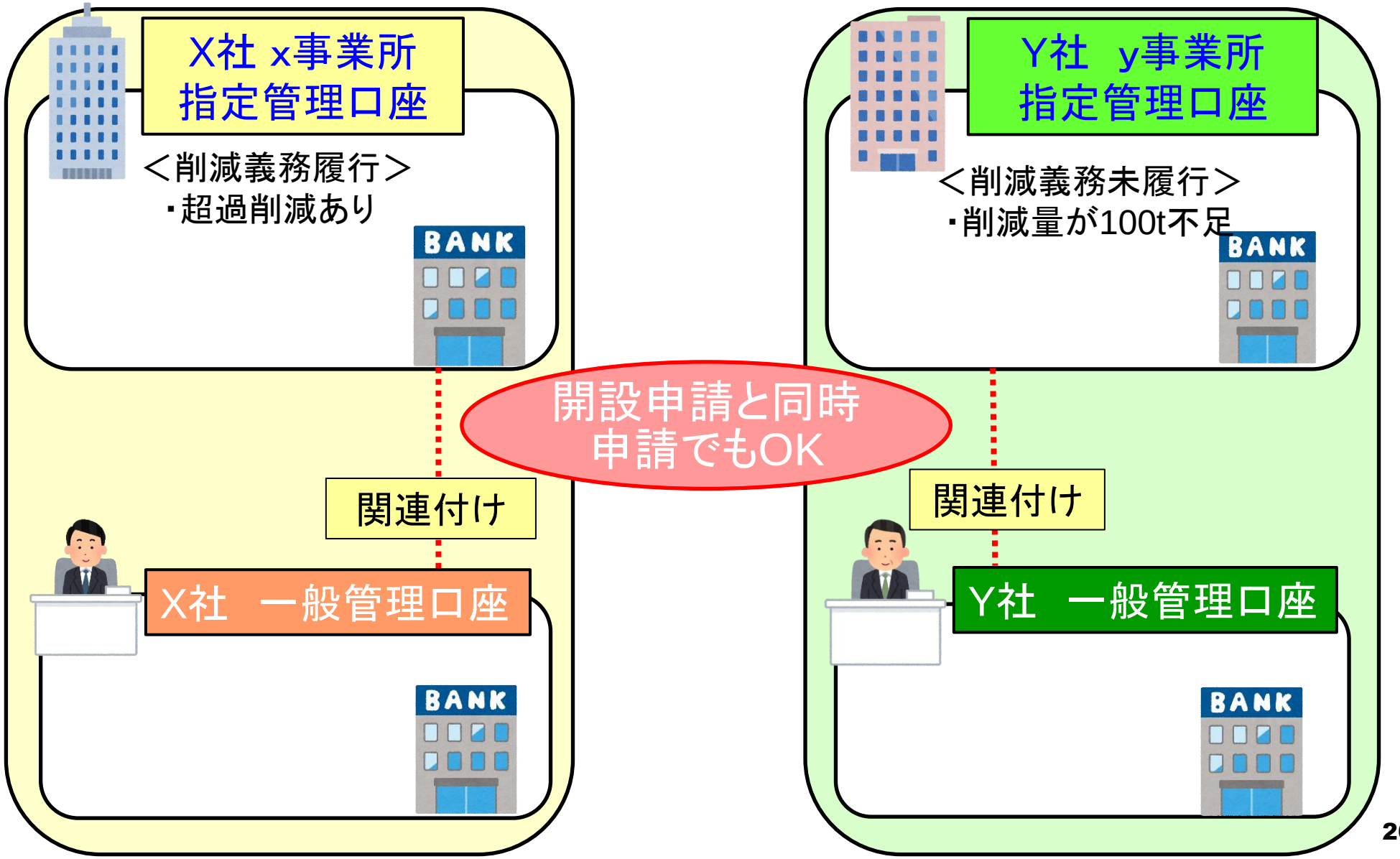

3.（4）実際の取引事例 ～別法人間での取引～

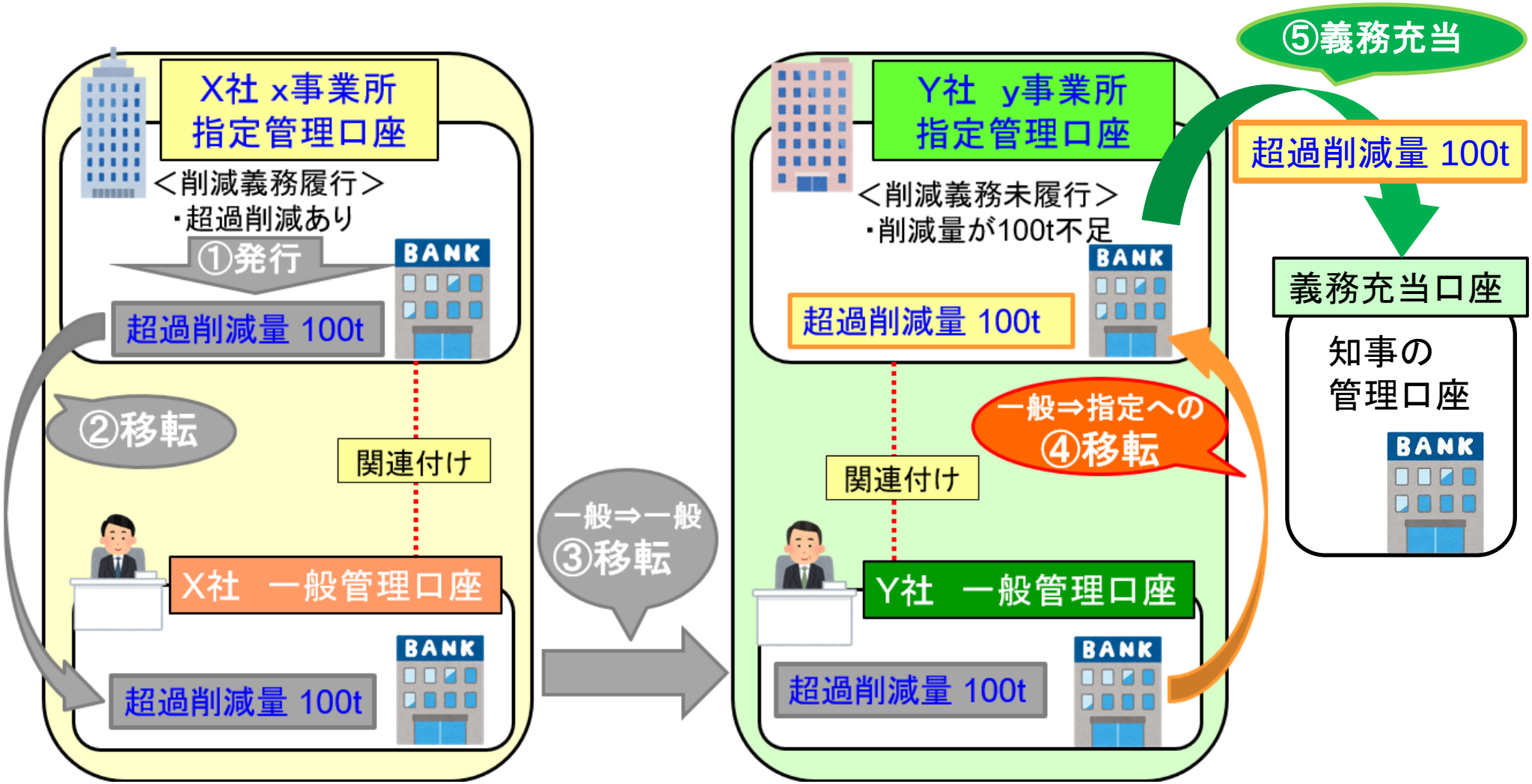

4.総量削減義務と排出量取引システム

1.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）概要

1.（1） ゼロエミッション東京の実現

1.（2） 東京都のCO_2排出量と主な対策

1.（3） 総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）とは

2.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）詳細

2.（1） 対象となる事業所　～要件～

2.（2） 基準排出量、削減計画期間等

2.（3） 削減義務率

2.（4） 総量削減義務

2.（5） 削減義務履行手段としての排出量取引

2.（6） スケジュール

3.排出量取引について

3.（1） 排出量取引の検討

3.（2） 用語の説明

3.（3） 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～

3.（4） 実際の取引事例 ～別法人間での取引～

4.総量削減義務と排出量取引システム

4.（1） システムの概要

4.（2） システムの全体像

4.（3） システムへのログイン

4.（4） ユーザIDに関する注意点

4.（5） システムで使える主な機能

4.（6） 口座情報一覧について

5.排出量取引の流れ

5.（1） 排出量取引をするための4つのステップ

5.（2） ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）

5.（3） ステップ2：取引用口座（一般管理口座）の開設等

5.（4） ステップ3：取引相手の見つけ方

5.（5） ステップ4：削減量等の振替

4.（1） システムの概要

- ✓ クレジットの量や取引履歴などの情報を記録し、管理する電子システム
- ✓ インターネットを通じて、Webブラウザからアクセス可能
- ✓ 口座開設者は自らの事業所の義務履行状況、クレジットの保有量や取引履歴などを参照可能
- ✓ 利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）の9:00から24:00まで
- ✓ 利用料：無料

＜取引履歴＞

＜〇〇会社＞

10/1 超過削減量 発行 100t

10/3 都外ｸﾚｼﾞｯﾄ 移転 50t

＜義務履行状況＞

＜〇〇ビル＞

基準排出量：3,500t

2023年度排出量：2,500t

＜クレジットの保有量＞

＜△△会社＞

都内中小ｸﾚｼﾞｯﾄ：100t

超過削減量：200t

掲載URL

https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage

4.（2）システムの全体像

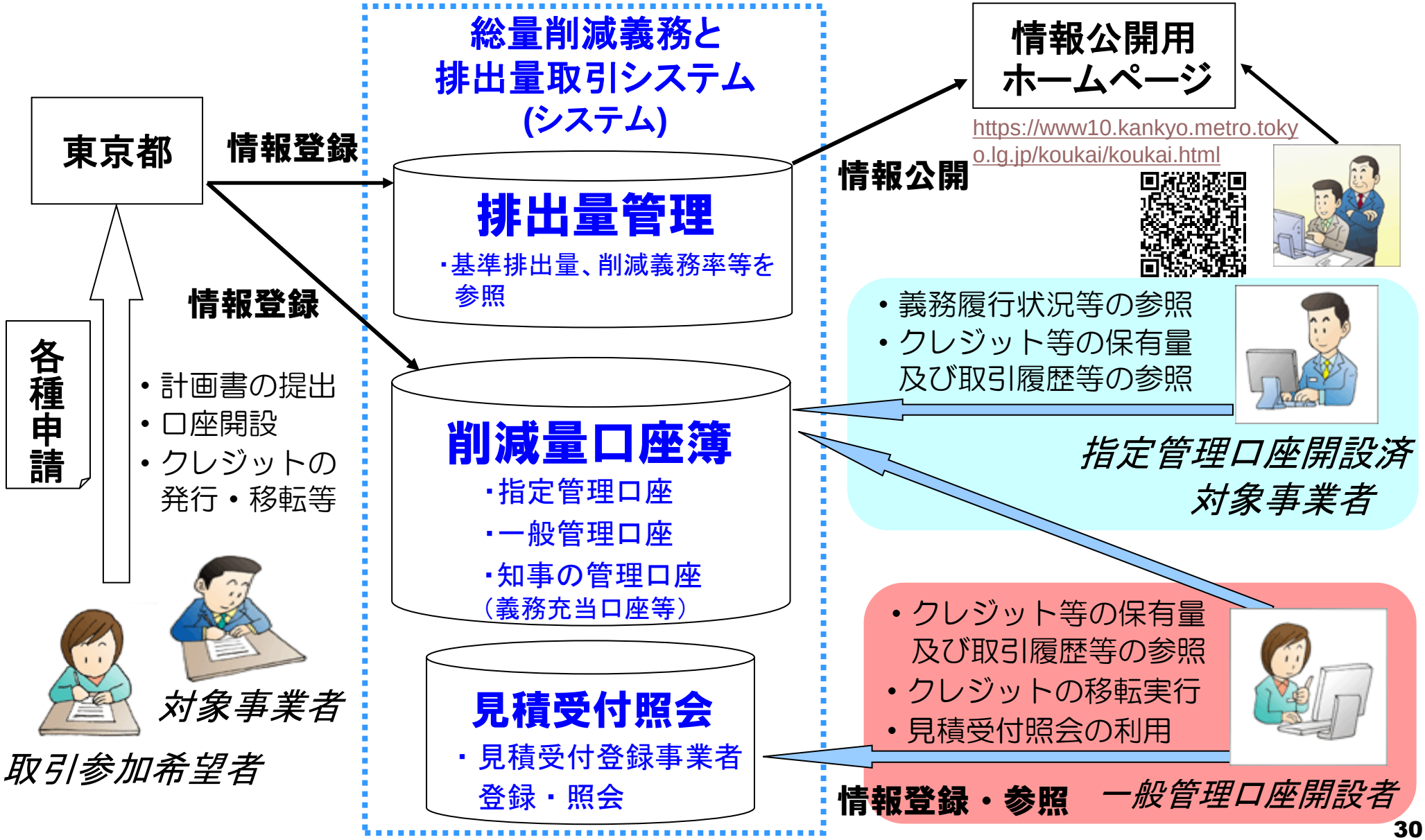
総量削減義務と
排出量取引システム
(システム)
東京都
情報登録
情報登録
各種申請
・計画書の提出
・口座開設
・クレジットの発行・移転等
対象事業者
取引参加希望者
排出量管理
・基準排出量、削減義務率等を参照
削減量口座簿
・指定管理口座
・一般管理口座
・知事の管理口座
（義務充当口座等）
見積受付照会
・見積受付登録事業者登録・照会
情報公開用ホームページ
https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html
情報公開
・義務履行状況等の参照
・クレジット等の保有量及び取引履歴等の参照
指定管理口座開設済対象事業者
・クレジット等の保有量及び取引履歴等の参照
・クレジットの移転実行
・見積受付照会の利用
情報登録・参照
一般管理口座開設者

4.（3）システムへのログイン

https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage

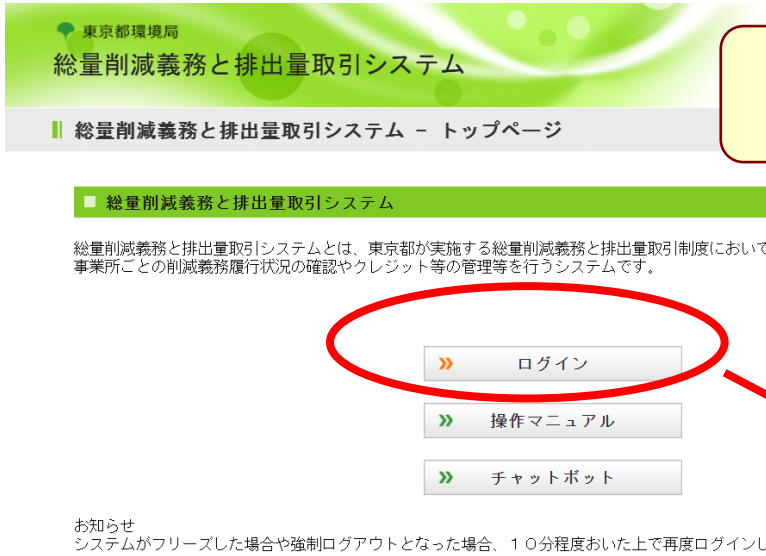

トップページ

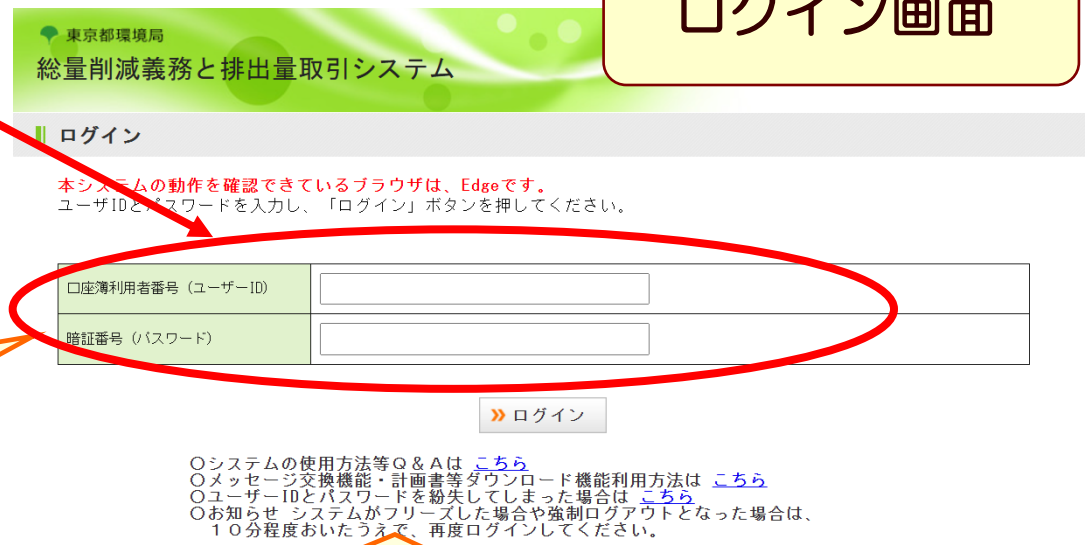

ログイン画面

口座が開設されると、東京都からユーザIDとパスワードを記載した**通知書が郵送**されます。

ユーザIDとパスワードを紛失した場合は、**「口座簿利用者番号等通知申請書」の提出により再発行**する必要があります。

4.（4）ユーザIDに関する注意点

口座に関するユーザIDは①～④の4種類あります

	ユーザIDの種類	ユーザIDを持っている人	できること	通知方法
口座名義人用	① **指定管理口座** の口座名義人用ユーザID（口座簿利用者番号）	指定管理口座の口座名義人	・**口座情報の参照** ・義務履行状況の参照	**通知書（郵送）**
口座名義人用	② **一般管理口座** の口座名義人用ユーザID（口座簿利用者番号）	一般管理口座の口座名義人	・**口座情報の参照** ・**見積受付登録事業者照会** ・クレジット振替の移転実行他	**通知書（郵送）**
連絡先担当者用	③ **指定管理口座** の連絡先担当者用ユーザID	指定管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	メール✉
連絡先担当者用	④ **一般管理口座** の連絡先担当者用ユーザID	一般管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	メール✉
連絡先担当者用	**⑤事業所の**連絡先担当者用ユーザID	事業所の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用 ・計画書ダウンロード機能 ・計画書のオンライン提出機能	メール✉

4.（5）システムで使える主な機能

指定管理口座・一般管理口座が開設されると利用できる機能
（口座名義人用のユーザIDでログイン時）

※連絡先担当者用のユーザIDでは、利用できない機能です。

＜指定管理口座＞

- ✓基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓義務履行状況の参照

＜指定・一般共通＞

- ✓クレジットの保有量の参照
- ✓クレジットの取引履歴の参照
- ✓口座開設者情報の参照

＜一般管理口座＞

- ✓見積受付登録事業者照会の利用
- ✓クレジット移転の実行
- ✓クレジットの無効化履歴の参照

4.（5）システムで使える主な機能

指定管理口座が開設されると、利用できる機能
（口座名義人用のユーザIDでログイン時）

※連絡先担当者用のユーザIDでは、利用できない機能です。

＜指定管理口座＞

- ✓基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓義務履行状況の参照

超過削減量の発行可能な量が一目で分かります

■ 義務履行状況

>> 義務履行状況画面の見方

削減義務率以外の数値の単位はt-CO2

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
適用区分		第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分		Ⅰ－1	Ⅰ－1	Ⅰ－1	Ⅰ－1	Ⅰ－1		
トップレベル事業所の認定区分								
医療施設緩和措置								
決定及び予定の量	基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
	削減義務率	27%	27%	27%	27%	27%		
	排出上限量							36,500
	削減義務量							13,500
実績	特定温室効果ガス排出量	6,795	7,697	7,750	6,500			28,742
	排出削減量	3,205	2,303	2,250	3,500			11,258
その他ガス削減量の義務充当量								
振替可能削減量の義務充当量								
超過削減量の発行量								
超過削減量発行可能量		505	108	0	458			

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	6,500 t-CO2
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	0 t-CO2
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	1,258 t-CO2

4.（5）システムで使える主な機能

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、利用できる機能
（口座名義人用のユーザIDでログイン時）

※連絡先担当者用のユーザIDでは、利用できない機能です。

＜指定・一般共通＞

- ✓クレジットの保有量の参照
- ✓クレジットの取引履歴の参照
- ✓口座開設者情報の参照

(例)一般管理口座の画面

■ クレジット情報

« 前へ　1　次へ »

項番	クレジットシリアル番号（FROM-TO）	クレジットの種類（再エネクレジット種類）	指定番号／クレジット創出事業番号	クレジット量（t-CO2）	削減年度	利用可能な削減計画期間
1	130-10000078～130-10000123	都内中小クレジット（-）	20040800	46	2015	第二,第三

■ 検索結果

0件の取引履歴情報が検索されました。

« 前へ　1　次へ »

選択	項番	取引完了日付	申請区分	移転実行状態	移転元口座番号	移転先口座番号	取引履歴番号
○	1	2023/8/22	発行	－			130-2111111120
○	2	2023/8/21	移転	移転実行待ち	130-110-100X-1	130-110-200X-1	130-2111111119
○	3	2023/8/20	発行	－			130-2111111118
○	4	2023/8/19	移転	移転実行待ち	130-110-100X-1	130-110-200X-1	130-2111111117
○	5	2023/8/18	移転	完了	130-110-100X-1	130-110-200X-1	130-2111111116

4.（5）システムで使える主な機能

一般管理口座が開設されると、利用できる機能
（口座名義人用のユーザIDでログイン時）

※連絡先担当者用のユーザIDでは、利用できない機能です。

＜一般管理口座＞

- ✓見積受付登録事業者登録・照会
- ✓移転の実行
- ✓クレジットの無効化履歴の参照

クレジットの売り手・買い手を探すことができます！

この画面で登録した情報がシステム上に公開されます。

4.（6）口座情報一覧について

環境局
Bureau of Environment

お問い合わせ

地球環境・エネルギー | 自然環境 | 廃棄物と資源循環 | 自動車環境 | 大気環境 | 騒音・振動・悪臭 | 化学物質・土壌汚染 | 水環境の保全

環境局トップ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > 総量削減義務と排出量取引システムについて

総量削減義務と排出量取引システムについて

更新日：2025年3月24日

総量削減義務と排出量取引システムとは？

総量削減義務と排出量取引システムは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引制度において、以下の内容について事業者の皆様に御利用いただけるシステムです。
①事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等
②過年度分の「地球温暖化対策計画書」、「東京都☆省エネカルテ」及び「特定テナント評価通知書」のダウンロード

※利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）9時から24時まで
※ユーザIDは対象事業所ごと管理口座ごとに連絡先担当者として登録している方に、都からお知らせしています。各ユーザIDの種類と利用可能な機能については、こちら（PDF：94KB）を御確認ください。複数お持ちの方は、それぞれの機能に応じたユーザIDとパスワードをお手元に御用意の上、ログインしてください。また、パスワードを忘れた等の際は、下記お問い合わせ先まで御相談ください。

※2025年3月24日（月曜日）以降、システムログインURLは

https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp（外部サイト）

となっています。旧システムログインURLは御利用いただけません。

・実績、計画、口座一覧等の公表（外部サイト）

- ✓ 指定管理口座、一般管理口座の口座名義人や連絡先の情報を一覧化したもの
- ✓ 東京都環境局のHPから公開ページへ遷移可能
- ✓ 原則、全ての管理口座について情報を公表

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/system_top/

（例）指定管理口座情報一覧（PDF）イメージ

130-100-XXX-00 東京都庁 新宿区	口座名義人に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	東京都		東京都新宿区西新宿○丁目△－× ○○ビル		
	口座管理者に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	東京都		東京都新宿区西新宿○丁目△－× ○○ビル		
	振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先				
	氏名又は会社名	所属名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
	東京都	環境局	03-XXXX-XXXX	03-XXXX-XXXX	e-mail@metro.tokyo
130-100-XXX-00 ○○ビル 新宿区	口座名義人に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	△△株式会社		東京都新宿区○丁目△－× ○○ビル		

口座番号が分からなくなった場合はここから確認可能

5. 排出量取引の流れ

1.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）概要
1.（1） ゼロエミッション東京の実現
1.（2） 東京都のCO_2排出量と主な対策
1.（3） 総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）とは
2.総量削減義務と排出量取引制度（C&T制度）詳細
2.（1） 対象となる事業所　～要件～
2.（2） 基準排出量、削減計画期間等
2.（3） 削減義務率
2.（4） 総量削減義務
2.（5） 削減義務履行手段としての排出量取引
2.（6） スケジュール
3.排出量取引について
3.（1） 排出量取引の検討
3.（2） 用語の説明
3.（3） 実際の取引事例 ～同一法人の事業所間での取引～
3.（4） 実際の取引事例 ～別法人間での取引～
4.総量削減義務と排出量取引システム
4.（1） システムの概要
4.（2） システムの全体像
4.（3） システムへのログイン
4.（4） ユーザIDに関する注意点
4.（5） システムで使える主な機能
4.（6） 口座情報一覧について
5.排出量取引の流れ
5.（1） 排出量取引をするための4つのステップ
5.（2） ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）
5.（3） ステップ2：取引用口座（一般管理口座）の開設等
5.（4） ステップ3：取引相手の見つけ方
5.（5） ステップ4：削減量等の振替

5.（1）排出量取引をするための４つのステップ

1. 削減量等の確認：

義務履行のために削減量等のクレジットを調達する必要があるか、
超過削減量の発行が見込めるのか等をシステム（※詳細は後述）で確認

2. 取引用口座（一般管理口座）の開設等：

排出量取引をする場合、
①一般管理口座の開設（要申請）、②指定管理口座との関連付け（要申請）が必要

3. 取引先の確保：

クレジットの購入先又は販売先を決定
【取引先の見つけ方】
システムの「見積登録受付情報」の活用、仲介事業者の活用等

4. 削減量等の振替（移転・取得）：

取引するクレジットの振替（移転・取得）を申請により実施

5.（2）ステップ１：削減量等の確認（指定管理口座）

- 指定管理口座の口座名義人用ユーザIDを用いてシステムにログイン
- 削減義務が履行できそうか確認したい⇒**義務履行状況照会で確認**

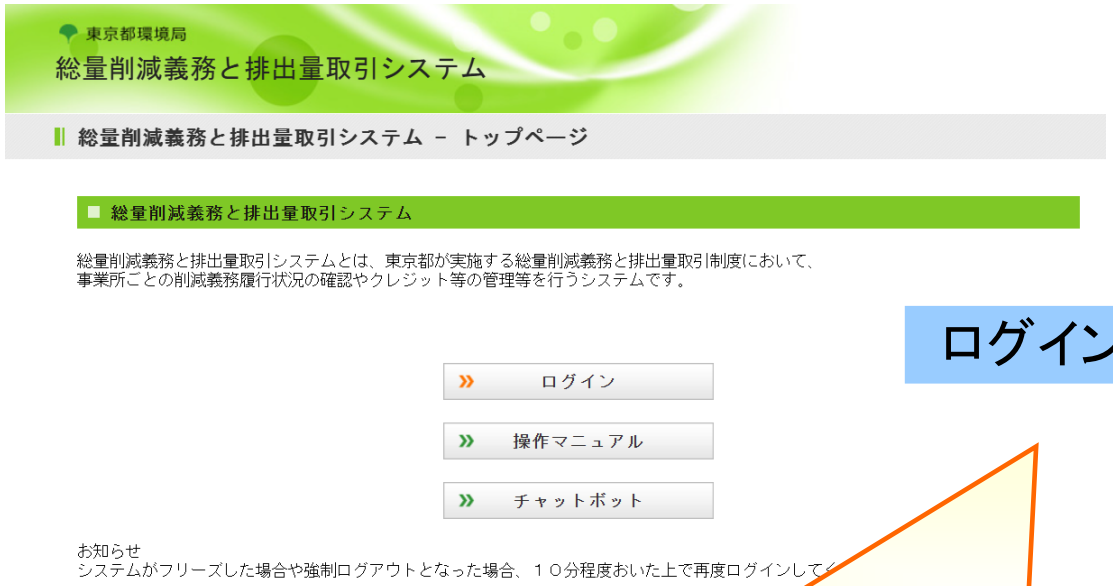

ログイン

指定管理口座開設時に送付される通知書に記載された口座簿利用者番号（ユーザID）でログインしてください

5.（2）ステップ１：削減量等の確認（指定管理口座）

【削減量が超過していることを確認】
「超過削減量の発行可能量」が①に表示

【バンキング量を確認】
現在「保有するクレジット量」が②に表示
一般管理口座がある場合は、一般管理口座に保有するクレジット量も確認

【活用可能なクレジット量を確認】

① 超過削減量発行可能量 ＋ ②※ クレジット保有量

有効期限が2026年9月末日のクレジットは活用の検討が必要

※ 一般管理口座にもクレジットを保有している場合は、そのクレジット量と有効期限も確認してください。

「超過削減量発行可能量」は各年度単位ではなく、各計画期間の累計値を表示

□ 義務履行状況

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
適用区分		第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分		Ⅰ-1	Ⅰ-1	Ⅰ-1	Ⅰ-1	Ⅰ-1		
トップレベル事業所の認定区分								
医療施設緩和措置								
決定及び予定の量	基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
	削減義務率	27%	27%	27%	27%	27%		
	排出上限量							36,500
	削減義務量							13,500
実績	特定温室効果ガス排出量	7,000	6,900	7,200	7,050	6,800		34,950
	排出削減量	3,000	3,100	2,800	2,950	3,200		15,050
その他ガス削減量の義務充当量								
振替可能削減量の義務充当量								
超過削減量の発行量								
超過削減量発行可能量		300	700	800	1,050	1,550		

①

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	0	t-CO_2
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	0	t-CO_2
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	1,550	t-CO_2

現在、指定管理口座に保有する超過削減量

□クレジット保有状況

②

第1期クレジット		t-CO_2
第2期クレジット	6,370	t-CO_2
第3期クレジット		

第2計画期間のバンキング分（有効期限2026年9月末日）

5.（2）ステップ１：削減量等の確認（指定管理口座）

【不足する削減量を確認】
「不足する削減量」が①に表示

【バンキング量を確認】
現在「保有するクレジット量」が②に表示
一般管理口座がある場合は、一般管理口座に保有するクレジット量も確認

【排出量取引をする必要があるかを確認】

②※1※2 クレジット保有量 ＜ ① 不足する削減量

排出量取引が必要

※1 一般管理口座にもクレジットを保有している場合は、そのクレジット量も加えて不足量を確認してください。
※2 指定管理口座に保有しているクレジットは、自動で義務充当されます。

☐ 義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位は$t\text{-}CO_2$

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
適用区分		第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分		Ⅰ-2	Ⅰ-2	Ⅰ-2	Ⅰ-2	Ⅰ-2		
トップレベル事業所の認定区分								
医療施設緩和措置								
決定及び予定の量	基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
	削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%		
	排出上限量							37,500
	削減義務量							12,500
実績	特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000	7,800	7,500	7,300		38,600
	排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500	2,700		11,400
その他ガス削減量の義務充当量								
振替可能削減量の義務充当量								
超過削減量の発行量								
超過削減量発行可能量		0	0	0	0	0		

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	0	$t\text{-}CO_2$
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	1,100	$t\text{-}CO_2$
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	0	$t\text{-}CO_2$

①

現在、指定管理口座に保有する超過削減量

☐クレジット保有状況

第1期クレジット		$t\text{-}CO_2$
第2期クレジット	500	$t\text{-}CO_2$
第3期クレジット		

②

第2計画期間のバンキング分（有効期限2026年9月末日）

5.（3）ステップ２：一般管理口座の開設等

◆ 一般管理口座とは･･･事業者からの申請に基づき開設
他事業者との取引（クレジットの移転・取得）をするための口座

◆ 排出量取引（以下のこと）を行うには、開設が必須

☑クレジットの売却・購入（排出量取引時）
☑事業所の超過削減量を、同系列の不足事業所の義務履行に使用
☑オフセットクレジットの発行
☑無効化に利用

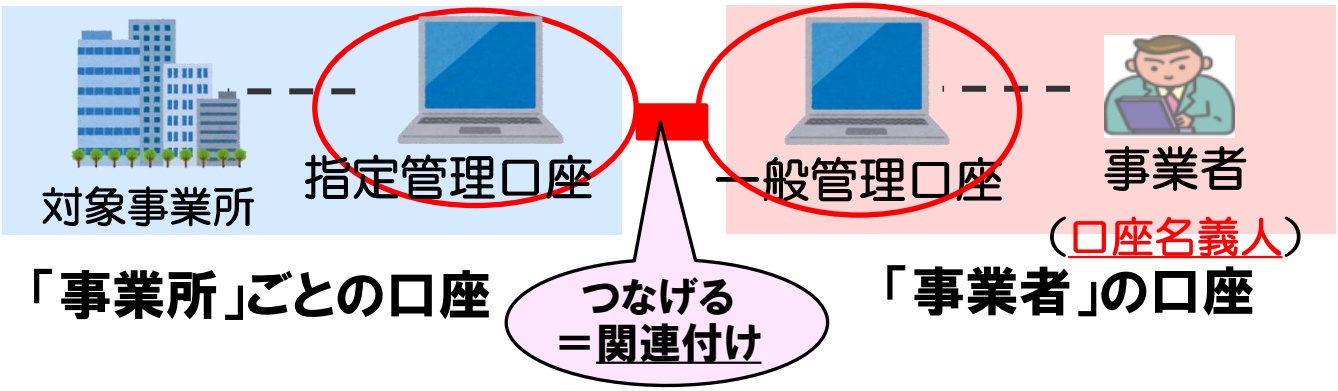

提出書類（申請書類）掲載URL
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/#cmstorihiki

5.（3）ステップ２：一般管理口座の開設等（提出物）

◆ 提出物のイメージ

①申請書（押印原本）

東京都知事　殿

別紙「申請者」記載の者の代理人

住　所　東京都千代田区□□町一丁目１番１号

氏　名　株式会社〇〇〇　印

代表取締役社長　〇〇〇〇

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第５条の21第３項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者の種類		１．指定地球温暖化対策事業者（法人）	
口座の開設要件に関する事項		指定番号	0021
公表を希望する事項		５．法人	
開設を希望する口座の数		合計　2　口座	
関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報	指定管理口座番号	別紙「関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧」のとおり	合計　3　口座
	事業所の名称	同上	
	事業所の所在地	同上	
	指定番号	同上	
	開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係	１　申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 ②　申請者は、指定管理口座の口座管理者である。	
添付書類		別添のとおり	
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	会社名	株式会社東京〇〇	公表
	郵便番号	163-〇〇〇〇	
	住所	東京都新宿区〇〇町一丁目１番１号	
	所属名	財務部	非公表
	担当者名	新宿　太郎	
	電話番号	03-□□□□-△△△△	公表
	FAX番号	03-△△△△-〇〇〇〇	非公表
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	Jiro_Shinjuku@△△△.co.jp	非公表
	備考		

※受付欄

②申請書添付書類（必要な場合）

令和　５年４月１日

関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧

開設を希望する一般管理口座の数	2

一般管理口座の仮番号		1
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-21-0
	事業所の名称	新宿〇〇ビル
	事業所の所在地	新宿区西新宿二丁目８番１号
	指定番号	0021

一般管理口座の仮番号		1
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-9999-0
	事業所の名称	△△新宿事業所
	事業所の所在地	新宿区□□町一丁目１番１号
	指定番号	9999

一般管理口座の仮番号		2
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-8888-0
	事業所の名称	△△新宿ビル
	事業所の所在地	新宿区□□町二丁目２番２号
	指定番号	8888

一般管理口座の仮番号		
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	
	事業所の名称	
	事業所の所在地	区
	指定番号	

③申請書等の電子データ

（電子メールに添付（２MBまで）/CD-R ）※USBは不可

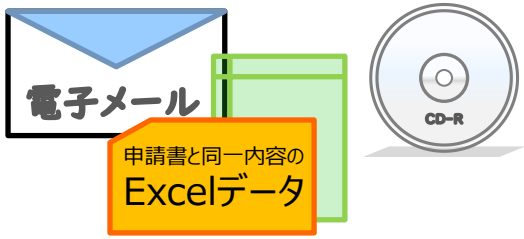

④印鑑証明書

印鑑証明書

印

名　　称　　株式会社東京〇〇
主たる事業所　東京都千代田区□□町一丁目１番１号

代表取締役　東京太郎
昭和〇年△月□日　生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

5.（4）ステップ３：取引相手の見つけ方①

◆電子システムの「見積受付登録事業者照会」を利用する方法

※一般管理口座を開設している場合に限る

登録

購入希望・販売希望情報の登録が可能

- クレジットの種類
- 連絡先
- 備考（価格やトン数など）

照会

以下の検索が可能

- 購入事業者
- 販売事業者
- クレジットの種類

※クレジットを買いたい方、売りたい方ともに登録可能

5.（4）ステップ３：取引相手の見つけ方②

◆ 民間のクレジット仲介事業者に依頼

東京都環境局HP
「排出量取引」

環境局トップ ＞ 地球環境・エネルギー ＞ 大規模事業所における対策 ＞ 排出量取引

排出量取引

新着情報

2025年5月7日
2025年6月5日（木曜日）14時から排出量取引説明会2025（新規取引業者向け）をオンラインにて開催します。詳しくはこちらを御確認ください。 ※参加申込を開始しました。

「・クレジット販売・仲介事業者」に掲載されています

お問合せにはメールを御利用ください。また、お返事に少々お時間をいただく場合もあります。

メールアドレス： torihiki（at）ml.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、（at）を@に置き換えて御利用ください。

- 排出量取引に関する説明資料
- 申請書類
- 総量削減義務と排出量取引システム（削減量口座簿）
- 排出量取引の実績（発行量/件数、取引量/件数等）
- 排出量取引に関する調査結果（取引価格の査定結果等）
- 排出量取引の会計・税務処理
- 排出量取引に関する法的な注意事項
- クレジット販売・仲介事業者
- 今月の豆知識（コラム）
- お問合わせ

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/

◆公表データの利用

➢ 「指定（特定）地球温暖化対策事業所の情報」及び「口座開設者の情報」を参照し、購入先を検討

指定（特定）地球温暖化対策事業所の情報

指定（特定）地球温暖化対策事業所の名称、排出量等の情報を公開しています。

- 対象事業所一覧（Excel）
- 操作マニュアル（対象事業所一覧（Excel）利用者）（PDF）

【公開情報】

- 指定（特定）地球温暖化対策事業所の名称
- 削減義務率、基準排出量など削減義務に係る情報
- 各年度の特定温室効果ガス及びその他ガス排出量
- 地球温暖化対策計画書
- 特定テナント等地球温暖化対策計画書
- その他ガス削減量モニタリング計画書　など

口座開設者の情報

指定管理口座及び一般管理口座の開設者の情報を公開しています。

- 指定管理口座一覧（PDF）
- 一般管理口座一覧（PDF）
- 管理口座一覧の見方について（PDF）

掲載URL

https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html

5.（5）ステップ４：削減量等の振替（移転・取得）

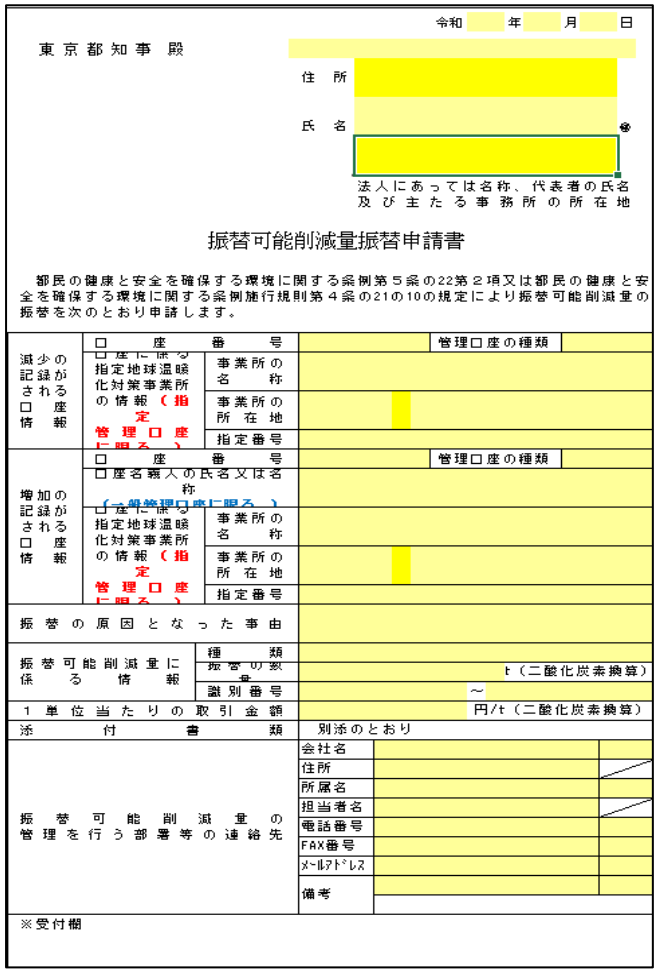

令和　　年　　月　　日

東京都知事　殿

住　所

氏　名　㊞

法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

振替可能削減量振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第５条の22第２項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第４条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号		管理口座の種類
	口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	事業所の名称	
		事業所の所在地	
		指定番号	
増加の記録がされる口座情報	口座番号		管理口座の種類
	口座名義人の氏名又は名称（一般管理口座に限る。）		
	口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	事業所の名称	
		事業所の所在地	
		指定番号	
振替の原因となった事由			
振替可能削減量に係る情報	種類		
	振替の数量		t（二酸化炭素換算）
	識別番号		～
１単位当たりの取引金額			円/t（二酸化炭素換算）
添付書類		別添のとおり	
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		会社名	
		住所	
		所属名	
		担当者名	
		電話番号	
		FAX番号	
		ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
		備考	

※受付欄

＜クレジットの振替（事例）＞

- ✓ 指定管理口座にある超過削減量を一般管理口座に移したい。
- ✓ 一般管理口座に取得したクレジットを、削減不足の事業所の指定管理口座に移したい（＝義務充当したい）。
- ✓ 排出量取引のため、取引先の一般管理口座にクレジットを移したい。

<申請者>

クレジットの**移転（振替）元となる口座（＝売り手）**の口座名義人

<手続き>

都に「振替可能削減量振替申請書」を提出

※申請書の記入方法等、相談窓口まで御相談・御連絡ください。

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/furikae/

5.（5）ステップ４：削減量等の振替（申請時の提出物）

ぜひ御活用ください！
・代表者印を押す前に間違いのない書類を作成できます。
・書類提出後の修正が少なくなるため、都での審査がスムーズに進みます。

◆ 基本的な提出の流れ

申請書を作成

（相談窓口で事前確認も可能です！）

代表者印を押印後提出　（※振替可能削減量等発行等申請書、手数料減免申請書は押印不要）

・提出方法　申請書類は相談窓口宛に　郵送　若しくは　持参
電子データをメール（CD-Rも可）にて送付

都で審査

・申請内容を審査後、排出量取引システムに登録
（申請内容により、2週間から1か月程度で審査完了）

5.（5）ステップ４：削減量等の振替（システム操作）

一般管理口座が開設されると、クレジットの移転が可能

✓移転の実行

振替可能
削減量
振替申請

↓

移転手続
完了の
お知らせを
確認

↓

移転の実行
（任意のタイミング）

↓

移転結果
の確認

システムメニュー画面

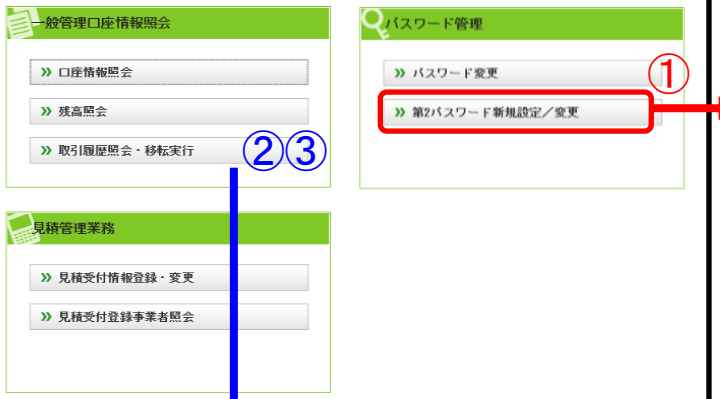

① 第２パスワード新規設定

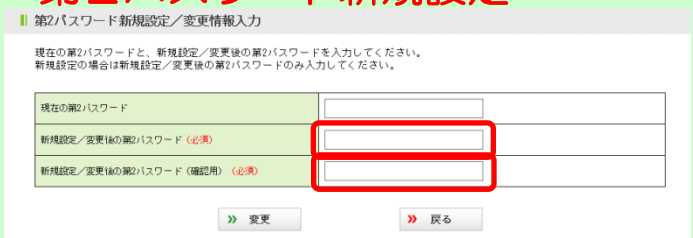

② 取引履歴の検索

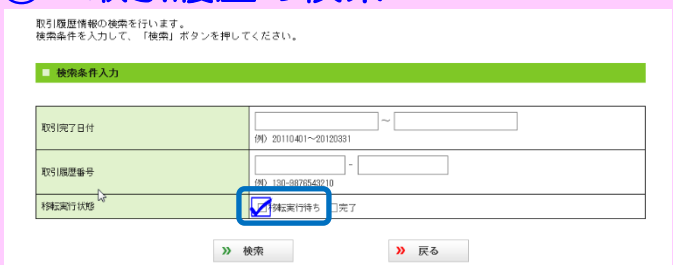

③ 移転実行

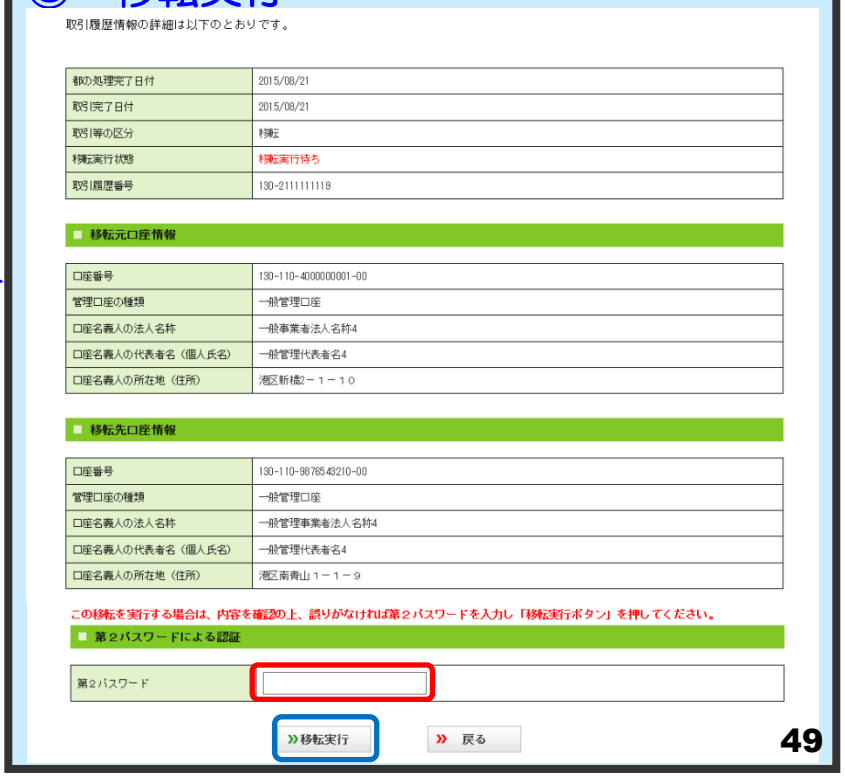

一般管理口座間の移転の場合のみ。売り手が作業を行います

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度　相談窓口」では、
排出量取引に関する相談をお受けしています。

＜総量削減義務と排出量取引制度　相談窓口＞

〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎 ２０ 階南側

TEL ：03-5388-3438（受付時間：開庁日の9時～17時45分）

Email： torihiki@ml.metro.tokyo.jp（取引制度・クレジットの無効化に関するご質問）
ondanka31@ml.metro.tokyo.jp （制度全般に関係するご質問）